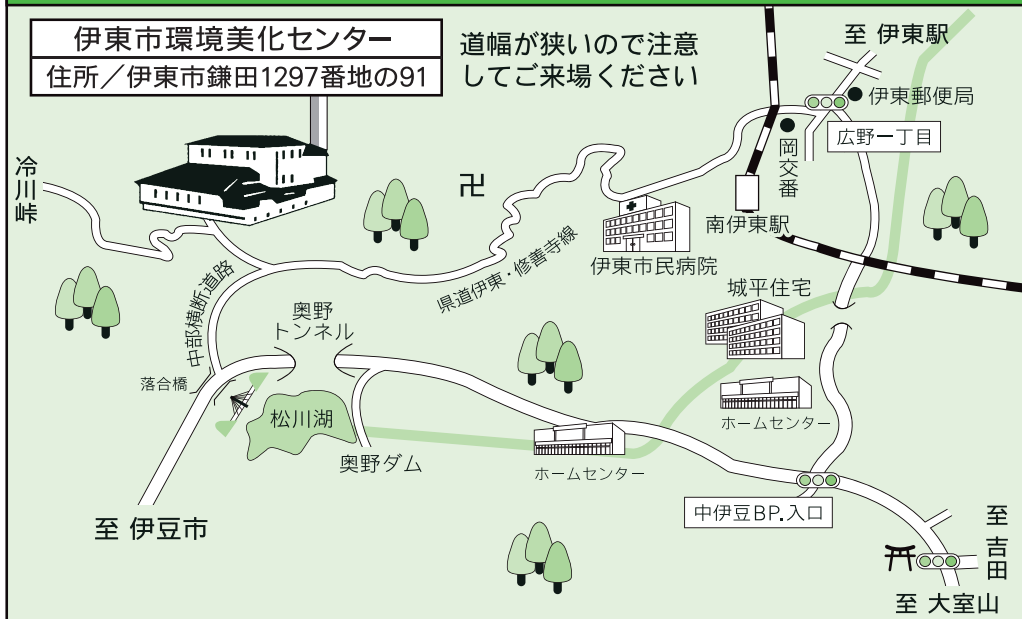


！ 処理困難物（17ページ参照）は解体しても自己搬入できません ！

もえるごみ・古紙の自己搬入先

伊東市環境美化センター ☎0557-35-0530 (直通)

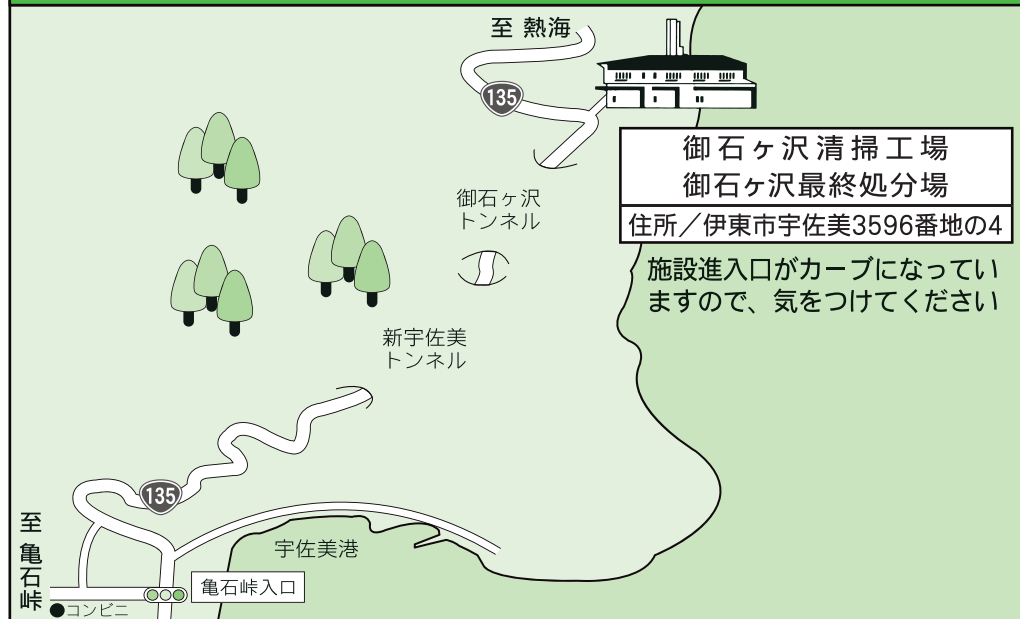
受付時間 月曜日～金曜日(祝日の火・木は除く) 8:30～12:00 13:00～16:00



もえないごみ・われもの類の自己搬入先

御石ヶ沢清掃工場
御石ヶ沢最終処分場 ☎0557-47-2675 (直通)

受付時間 月曜日～金曜日(祝日は除く) 8:30～12:00 13:00～16:00



もえるごみの自己搬入について

※家庭系廃棄物は10kgにつき30円、事業系廃棄物は10kgにつき60円の処理手数料がかかります。

※処理手数料を徴収するので、伊東市指定ごみ袋(有料)は使用できません。

※引越し等で可燃ごみを多量に搬入する場合は、事前に連絡をお願いします。

※庭木の剪定枝や木くず等

- ・太さが10cmを超えるものは長さに関係なく搬入できません。
- ・長さ50cm以内、太さ10cm未満のものはごみピットに直接搬入できます。
- ・長さ1.8m以内、太さ10cm未満のものも搬入できますが、破碎処理が必要です。(破碎処理機が空くまでの待ち時間が必要となります。)

※可燃粗大等は、金属などの不燃部分は取り除いてください。

※搬入車両は2t車以下をお願いします。

※搬入物の内容を確認させていただくことがあります。

特別に自己搬入できる廃棄物

※産業廃棄物のうち、木くず、紙くず、繊維くず(10kgにつき60円の処理手数料がかかります。)

- ・詳細については、電話で確認してください。

もえないごみの自己搬入について

※引越し等で不燃ごみを多量に搬入する場合は、事前に連絡をお願いします。

※**カン、びん、金属、粗大、われもの類などに分別して搬入をお願いします。**

(中身の入ったカン、びんなどは搬入できません。)

※びんはキャップ類をはずして汚れを取り、透明、茶、その他の色に分別してください。

※乾電池は他の金属、われもの類と分別して搬入してください。

※搬入時の入れ物(ダンボール・プラスチック容器・包装紙など)の可燃物については、引き取りできません。

※座椅子、椅子類なども可燃部分は取り除いてください。

(分別した場合でも、1回当たり10台(脚)程度までとしてください。)

※搬入車両は2t車以下をお願いします。

※搬入物の内容を確認させていただくことがあります。

※蛍光管は割らないように搬入してください。